

■添付図書等【建築物・工作物】

届出等の種類	添付図書	明示すべき事項	部数
事前協議の申出書 (様式第1号)	基準対応説明書 (様式第3号)	・(事前協議の場合)すべての配慮事項に適合	2部
	付近見取図 (縮尺1/2500以上)	・縮尺 ・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・届出等に係る敷地の区域	
	現況写真	・当該敷地及び周辺の状況を示すカラー写真	
	配置図 (縮尺1/100以上)	・縮尺 ・方位 ・敷地の境界線 ・敷地内における建築物又は工作物の位置 ・敷地に接する道路の位置及び幅員 ・隣接する土地の建築物等の種類 ・現況写真の撮影方向	
行為の届出書 (様式第5号)			
行為の通知書 (様式第16号)	立面図 (縮尺1/100以上)	・全ての立面を表示した4面以上(市長が必要ないと認めるときは、2面又は3面)の立面図 ・建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施し、かつ、その彩色のマンセル表示を記載 ・縮尺 ・方位 ・寸法 ・開口部の位置 ・外観部分の材料の種類 ・仕上寸法	
事前協議の変更申出書 (様式第2号)	変更関係図書	・届出等に添付した図書のうち、当該変更に関係のあるもので、当該変更の内容を表示	2部
行為の変更届出書 (様式第6号)			
行為の完了届出書 (様式第8号)	完了写真	・行為の完了状況を示すカラー写真	1部
行為の中止届出書 (様式第9号)			1部

- ・代理人が届出等をする場合は、委任状を添付。(任意様式)
- ・行為の規模が大きいため、適切に表示できない場合は、規模に応じて、市長が適切と認める縮尺とすることが可能。
- ・事前協議の結果、支障ないと認められた場合は、「事前協議の結果通知書(様式第4号)」の写しを添付することにより、届出の添付図書を省略することが可能。

■添付図書等【開発行為】

届出等の種類	添付図書	明示すべき事項	部数
事前協議の申出書 (様式第1号)	基準対応説明書 (様式第3号)	・(事前協議の場合)すべての配慮事項に適合	2部
	付近見取図 (縮尺1/2500以上)	・縮尺 ・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・届出等に係る区域	
行為の届出書 (様式第5号)	現況写真	・当該区域及び周辺の状態を示すカラー写真	
行為の通知書 (様式第16号)	土地利用計画図 (縮尺1/100以上)	・設計図又は施行方法を明らかにする図面 ・縮尺 ・方位 ・区域の境界線 ・区域に接する道路の位置及び幅員 ・隣接する土地の建築物等の種類 ・現況写真の撮影方向	
事前協議の変更申出書 (様式第2号)	変更関係図書	・届出等に添付した図書のうち、当該変更に関係のあるもので、当該変更の内容を表示	2部
行為の変更届出書 (様式第6号)			
行為の完了届出書 (様式第8号)	完了写真	・行為の完了状態を示すカラー写真	1部
行為の中止届出書 (様式第9号)			1部

- ・代理人が届出等をする場合は、委任状を添付。(任意様式)
- ・行為の規模が大きいため、適切に表示できない場合は、規模に応じて、市長が適切と認める縮尺とすることが可能。
- ・事前協議の結果、支障ないと認められた場合は、「事前協議の結果通知書(様式第4号)」の写しを添付することにより、届出の添付図書を省略することが可能。

■添付図書等【物件の堆積】

届出等の種類	添付図書	明示すべき事項	部数
事前協議の申出書 (様式第1号)	基準対応説明書 (様式第3号)	・(事前協議の場合)すべての配慮事項に適合	2部
	付近見取図 (縮尺1/2500以上)	・縮尺 ・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・届出等に係る区域	
	現況写真	・当該区域及び周辺の状況を示すカラー写真	
行為の届出書 (様式第5号)	配置図 (縮尺1/100以上)	・縮尺 ・方位 ・区域の境界線 ・区域内における堆積の位置 ・堆積の方法及び高さ ・区域に接する道路の位置及び幅員 ・隣接する土地の建築物等の種類 ・現況写真の撮影方向	2部
行為の通知書 (様式第16号)	立面図 (縮尺1/100以上)	・全ての立面を表示した4面以上(市長が必要ないと認めるときは、2面又は3面)の立面図 ・(植栽により遮蔽する場合)樹種、樹高及び植樹する本数を表示 ・(鋼板等により遮蔽する場合)鋼板等に施す彩色と同一の彩色が施し、かつ、その彩色のマンセル表示を記載 ・縮尺 ・方位 ・寸法 ・外観部分の材料の種類 ・仕上寸法	
事前協議の変更申出書 (様式第2号)	変更関係図書	・届出等に添付した図書のうち、当該変更に関係のあるもので、当該変更の内容を表示	2部
行為の変更届出書 (様式第6号)			
行為の完了届出書 (様式第8号)	完了写真	・行為の完了状況を示すカラー写真	1部
行為の中止届出書 (様式第9号)			1部

- ・代理人が届出等をする場合は、委任状を添付。(任意様式)
- ・行為の規模が大きいため、適切に表示できない場合は、規模に応じて、市長が適切と認める縮尺とすることが可能。
- ・事前協議の結果、支障ないと認められた場合は、「事前協議の結果通知書(様式第4号)」の写しを添付することにより、届出の添付図書を省略することが可能。